

12月4日～10日は人権週間 みんなで築こう 人権の世紀

「考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」

20世紀に人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、各地で多くの尊い命が失われるなど、戦争の惨禍によって人間としての尊厳が無惨にも侵されました。

その反省にたち「世界人権宣言」が、昭和23（1948）年12月10日の第3回国際連合総会で採択され、国連は採択された12月10日を「人権デー」と定めました。法務省と全国人権擁護委員連合会は「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24（1949）年から、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の高揚のための啓発活動を展開しています。

平成23年度啓発活動年間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H—V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人にに対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

問い合わせ／人権推進課（☎ 581-2121内線41）へ。

廃蛍光管・廃乾電池の回収を行います


 蛍光管には水銀を含むガスが封入されていることから、町では年2回、有害ごみとして各地区的指定場所で収集していまが、この収集に間に合わなかつた、または出しづれてしまつた方を対象に次の日時で、廃蛍光管を回収します。
 また、乾電池については、販売店等で行われているボタン電池や充電式電池のリサイクルボックスク（貴重な資源回収につながります）を利用して、とにかくほか、役場1階の総合案内に回収ボックスを設置しましたので、ご利用ください。

廃蛍光管等臨時回収
 日時／平成24年1月28日（土）、29日（日）午前9時～午後4時
 場所／役場北側倉庫前
 対象／廃蛍光管、鏡、水銀体温計
 その他／回収日は閉庁日のため、庁舎北口から入り、日直に声をかけてください。

廃乾電池回収ボックス
 設置日／12月1日から
 時間／平日午前8時30分～午後5時
 場所／役場1階ロビー
 対象／廃乾電池（ボタン電池や充電式電池は、できるだけ販売店の回収箱をご利用ください）
 その他／透明袋に入れて、持参してください。

問い合わせ／生活環境課（☎ 581-2121内線221）へ。

ひとり親家庭児童就学支度金 支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は子育て支援課へ申請してください。

なお、期限を過ぎると受け付けることはできませんのでご注意ください。

対象／次の①～③の要件をすべて満たす方
 ①母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している方
 ②平成24年4月に中学校へ入学する児童を養育している方
 ③市町村民税非課税世帯の方（ただし、生活保護受給家庭を除く）

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者の平成22年分の所得によって、市町村民税の額が1円以上と決定されていない世帯のことです。

支給額／10,000円

受付期限／12月28日（水）

申請方法／子育て支援課で配布している申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。扶養義務者の口座が証明できる必要なもの／振り込み先金融機関の口座が証明できるもの（通帳など）、平成23年1月1日の住所が寄居町以外の方は市町村民税非課税証明書

農業委員会委員選挙人名簿への登載申請を忘れずに！


 農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年1月1日現在で農業委員会委員の選挙権を有する方からの申請に基づき作成されます。この名簿に登録されることも、またリコレールの請求をすることができませんので、期限までに登載申請書の提出をお願いします。

対象／町内に住所を有し、平成4年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方
 ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を當む方
 ② ①の耕作の業務を當む方の同居の親族、または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に從事していると農業委員会が認めた方
 ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を當む農業生産法人の組合員、社員または株主であつて、年間おおむね60日以上耕作に從事していると農業委員会が認めた方
 提出期限／平成24年1月10日（火）

問い合わせ／農業委員会（☎ 581-2121内線408）、または選舉管理委員会（☎ 581-2121内線315）へ。

「こ存じですか？ 障害基礎年金 年金あれこれ」

国民年金の加入中等に初診日がある病気やケガによって障害の状態になつた方は、障害等級の1級、または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日から）受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他の年金の受給がある場合、特例期間は、保険料を納めた期間と同じようになります。

なお、20歳前に初診日がある病気やケガによつて障害の状態になつた方は、障害等級の1級、または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日から）受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他の年金の受給がある場合、支給が制限されることもあります。

障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度

の仕組みが異なるため、障害認定基準が違います（身体障害者手帳が1級や2級であつても、障害基礎年金が1級や2級に該当するとは限りません）。

平成23年度 障害基礎年金 年額

1級 986,100円

2級 788,900円

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

そのため、日本年金機構から平成23年中に「老齢年金」を受け取られている方へ、平成24年1月下旬までに源泉徴収票が送付されます。

もし、源泉徴収票を紛失した場合は、再交付できますので、お近くの年金事務所へ申し出てください。

※遺族年金や障害年金については非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎ 525-1844）、熊谷年金事務所（☎ 522-5158）、または保険年金課（☎ 581-2121内線112）へ。